

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）  
光・量子を活用したSociety5.0実現化技術知財委員会  
運営要領

平成31年1月29日

S I P光・量子を活用したSociety5.0実現化技術知財委員会

## 1. 目的

本運営要領は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）光・量子を活用したSociety5.0実現化技術マネジメント会議設置細則（平成30年7月9日30（細則）第17号）」（以下「マネジメント会議設置細則」という。）第8条に規定する知財委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

## 2. 役割

- (1) 委員会は、戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）光・量子を活用したSociety5.0実現化技術（以下「本S I P課題」という。）全体及び研究課題を跨る研究開発成果に関する特許等知的財産権の方針を決定する。
- (2) 研究課題毎に研究責任者の所属機関に設置された知財部会からの公表（論文発表、学会発表、報道発表等）及び特許等知的財産権の管理（出願、維持等）に関する報告を集約し、各知財部会の知財戦略に則った公表、知的財産権の権利化等が実施されているかを判断する。
- (3) 委員会は、知財部会において未決となった知的財産権対応事案の調整・調停等を行う。

## 3. 構成

- (1) 委員会の委員長はプログラムディレクター（PD）とし、委員長が出席できない場合の代理人として、委員長が予め指名する者を委員長代理とすることができる。
- (2) 委員が委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員が指名した者を代理出席させることができる。

## 4. 運営

- (1) 委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員会は、委員長又は委員長代理の出席のほか、委員長を含む委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- (3) 会議の議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- (4) 必要に応じてメール又は書面審理を行うことができる。
- (5) 委員会は非公開とする。

## 5. 議題

委員会の議題は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本S I P課題全体及び研究課題を跨る研究開発に関する知的財産権の取扱い方針に関する事項

- (2) 知財部会からの研究開発成果に関する次の報告に関する事項
  - イ 論文、学会、広報等による外部発表に関する報告
  - ロ 知的財産権等の出願又は申請に関する報告
  - ハ 知的財産権等の維持及び管理に関する報告
  - ニ 知的財産権等の実施許諾又は移転、譲渡に関する報告
- (3) 前項イ～ニに関連する不明点等について知財部会からの報告を求め、必要により指導すること
- (4) その他知財部会の調整事項、及び委員長又は委員長代理が必要と認める事項

#### 6. 委員以外の出席

委員会は、審議する議題により、若しくはその他必要があると認めた場合、委員長の承認により知財部会関係者等委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

#### 7. 守秘義務

委員長、委員長代理、委員及びその他委員会に携わる者は、委員会において知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 8. 本S I P課題終了後の知的財産権取扱い

研究開発終了時に保有希望者がいない知的財産権等については、委員会においてその対応（放棄、あるいは機構による承継等）を協議する。

#### 9. 雑則

マネジメント会議設置細則及び本運営要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

以上